

# 節目健診実施中!

# 健康コーナー

現在、節目健診を実施しております。12月まで受診できますが、早めの受診をおすすめします。年末は申込が殺到して、希望の日に受診できない場合がありますのでご注意ください。

人間ドッグなみの充実した検査項目となっております。5年に一度の機会なので是非受診しましょう。

**対象者:** 対馬市に住所を有する国保の方で、平成21年3月31日現在で40、45、50、55、60歳になる方。

**実施期間:** 6月～12月の7ヶ月間で随時受診可能な個別健診となります。

**申込み方法:** 下記の問い合わせ先に電話で申込みください。

(対象者には通知してあります。)

	種類	健診にかかる料金	あなたが負担する料金	実施病院
1	特定健診	11,000円	無料	いづはら病院 中対馬病院 上対馬病院
2	胃がん検診	10,000円	1,000円	
3	肺がん検診	10,000円	1,000円	
4	大腸がん検診	1,500円	300円	
5	前立腺がん検診	1,400円	300円	
6	肝炎検査	3,700円	1,200円	
7	腹部超音波検査	3,000円	600円	
8	骨密度検査	4,800円	1,000円	
	合計	45,400円	5,400円	



## 受診券紛失者続出 ＜受診券をなくさないでください＞

・節目健診、個別健診対象者には受診券が送付されています。受診券がないと健診を受診できないことになっていますので、絶対になくさないようにしてください。

受診券はこのようなA4サイズの紙でできています

## 個別健診も実施中!

厳原地区(曲～久田道)にお住まいの方は、6月から個別健診が実施されています。詳しくは広報5月号に掲載されています。

早めの受診申込をお願いします。なお、今年から、一定の基準をオーバーしないと心電図検査が受けられなくなりました。御了承ください。

75歳以上の方も後期高齢者証で健診を受けることができます。基本健診部分で500円の自己負担金が別途必要となります。



＜問い合わせ・申込み先＞

健康推進課： 0920-58-1116 (美津島・豊玉・峰の方々)  
 南福祉保健センター： 0920-52-4888 (厳原の方々)  
 北福祉保健センター： 0920-84-2313 (上県・上対馬の方々)

## 放課後児童クラブが開設されました。



市の子育て支援の一環として、5月19日、豊玉町仁位地区に社会福祉法人梅仁会の協力で放課後児童クラブが開設されました。

放課後児童クラブは、10歳未満の児童を対象に、仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わって、放課後の児童が安全に過ごすことができる場所を提供して、子どもたちの健全な育成を図るためのものです。

ご利用方法など詳細については、下記にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】社会福祉法人 梅仁会 「ふれあい児童クラブ」 0920(58)8430

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ～ 限度額適用・標準負担額減額認定申請～

世帯全員が住民税非課税の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。この認定証を医療機関に提示すると入院時の支払いが限度額までとなり、食事代も減額されますので、下記に該当される方は、市役所または支所の窓口で申請をしてください。

所得区分が低所得 1、 2に該当する方。

- 1 低所得 : 世帯全員が住民税非課税で、かつ、所得の金額がない方（年金受給額が年80万円以下等の方）
- 2 低所得 : 世帯全員が住民税非課税の方（低所得 以外の方）

有効期限が平成20年7月31日となっている認定証をお持ちの方で、その後も引き続き認定を希望される方は、更新の手続が必要です。

平成20年4月1日以降に75歳年齢到達の方で、直前まで加入していた保険制度で、認定証をお持ちの方も新たに申請が必要です。

### ～ 自己負担割合の判定～

8月1日から平成19年の所得に基づき、医療機関窓口での自己負担割合の再判定を行い、負担割合が変更（3割から1割または1割から3割）になられた方に新しい被保険者証をお送りします。

自己負担割合が「3割」の方で、収入額（必要経費や控除を差し引く前の額）が基準収入額（世帯の判定対象となる方の収入総額）未満の場合には、申請により負担割合が「1割」に変更になります。

基準収入額：後期高齢者医療被保険者の収入合計が、  
1人の場合「383万円」、2人以上の場合「520万円」

8月1日以降、所得更正や世帯状況の異動により再判定した結果、負担割合に変更が生じた場合は、申請をされた月の翌月初日から負担割合が変更されることとなります。

お問い合わせは、対馬市保険課 0920(58)1118（内線157,158）・南及び北福祉保健センター・各支所  
または、長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930へ

### 75歳以上の方へ 健診のお知らせ

後期高齢者医療制度では、被保険者の健康保持増進のため、健康診査（健診）を実施します。糖尿病等の生活習慣病を早期に発見して、必要に応じて医療につなげていくため、これまで老人保健制度で実施していた「基本健康診査」と同様に受信することができます。

受診の際には、お一人500円の個人負担金が必要です。

【問い合わせ】 対馬市保健部 健康推進課 0920(58)1116

**国民健康保険限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。**

保険課からのお知らせ

国民健康保険の限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証は、8月1日で更新となります。

**1. 70歳以上75歳未満の高齢受給者の方**

下記の「区分」又は「区分」に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。（該当する方には通知します）

- ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である人
  - ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人
- 認定証を医療機関の窓口に表示すれば、自己負担限度額及び入院時の食料標準負担額は、下表のとおりとなります。

【1ヶ月の自己負担限度額】区分は、認定証に記載しています。）

区 分	外来のみ	入院 + 外来
一般(住民税課税世帯)	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円 + <医療費 267,000円> × 1% (4回目以降の場合 44,400円)
区分	8,000円	24,600円
区分		15,000円

【1食あたりの入院時食事標準負担額】

区 分		標準負担額
一般(住民税課税世帯)		260円
区分	90日までの入院	210円
	90日を越える入院(過去1年間)	160円
区分		100円

**2. 70歳未満の被保険者の方**

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証の交付を受けようとする場合は、国民健康保険担当窓口申請してください。

1) **限度額適用認定証**：70歳未満の国民健康保険被保険者の方で、入院中または入院の予定がある方は、限度額適用認定証の交付を受けることができます。（ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は、認定証の交付を受けることができません。）限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示すれば、医療機関での入院時の一部負担金の支払いは、限度額までとなります。

なお、次の場合は、医療機関の窓口で自己負担額を支払われたうえで、高額療養費の支給申請が必要となります。

限度額適用認定証の交付を受けていない場合。限度額適用認定証の交付を受けていても、外来や複数の医療機関を受診され、自己負担額が限度額を超える場合。

自己負担限度額は、次のとおりです。

【1ヶ月の自己負担限度額】区分につきましては、認定証に記載しています。）

所得区分	自己負担限度額
上位所得者：A（基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯）	150,000円 + <医療費 - 500,000円> × 1% (83,400円)
一般：B	80,100円 + <医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)
低所得者（住民税非課税世帯）：C	35,400円(24,600円)

( )の金額は、過去1年以内に、同一世帯で、3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額。

2) **標準負担額減額認定証**：標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方は、住民税が課税されていない世帯に属する方です。標準負担額減額認定証の交付を受け、認定証を医療機関の窓口に表示された場合の入院時の食事標準負担額は、次のとおりです。

【1食あたりの入院時食事標準負担額】

区 分		標準負担額
一般(住民税課税世帯)		260円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を越える入院(過去1年間の入院日数)	160円

詳しくは、担当窓口にお尋ね下さい。

市役所保健部保険課（豊玉）	0920（58）1118	南福祉保健センター（巖原）	0920（53）6111
北福祉保健センター（上県）	0920（84）2313	美津島支所住民生活課	0920（54）2271
峰支所住民生活課	0920（83）0304	上対馬支所住民生活課	0920（86）3112



対馬市CATV(ケーブルテレビ)

## 引き込み工事の申し込みはお済みですか？

対馬市情報政策課では、対馬市CATV引込工事の申し込みを受け付けています。

平成20年度の引込工事対象地区は下記のとおりです。

お申し込みがお済みでないご家庭や貸家・アパート・事業所等の所有者は忘れずにお申し込みください。お申し込みの最終締切は平成20年12月末日です。

平成20年度引込工事対象地区	
豊玉町	佐志賀、嵯峨、貝鮎、糸瀬、曾、位之端、卯麦、佐保、貝口、東加藤、水崎、加志々、唐洲、廻、志多浦、大綱、小綱、銘、田
峰町	三根浜、津柳、青海、木坂、狩尾、櫛、佐賀、志多賀、志越
上県町及び上対馬町	全地区

厳原市街地(棧原、宮谷、日吉、天道茂、中村、田淵、今屋敷、大手橋、国分)の引込工事は、平成21年度の補助事業で実施する予定です

### よくある問い合わせ

**Q** 申し込みはどのようにすればいいですか？

**A** 対馬市CATV「工事申込(承諾)書」に必要な事項を記入のうえ、対馬市役所又は各支所(各出張所)に提出して下さい。

**Q** 母屋とは別に離れがあるのですが申し込みは必要ですか？

**A** 母屋とは別に離れがあるのですが申し込みは必要です。月額の利用料金はいくらですか？

**Q** トイレ、台所、風呂等が設備され、独立して生活が出来る建物(離れ)については、母屋とは別に申し込みが必要ですか？

**A** 平成19年度で引き込み工事が完了した世帯(7月迄に切り替え工事が完了した世帯)については、8月から利用料金として月額500円を徴収致します。

**Q** 貸家(アパート等)に住んでいるのですが申し込みは誰がするのですか？

**A** 住んでいる人からではなく、建物の所有者からの申し込みとなります。

**Q** 工事費はどれくらいかかるのですか？

**A** 期限内に申し込み頂いた場合は、工事費の負担はありません。

**Q** 期限内に申し込み頂いた場合は、工事費の負担はありません。

《問い合わせ》  
対馬市情報政策課  
0920(53)6111

### 鍵かけによる被害防止対策を！

対馬南・北警察署

対馬市内における平成19年中の刑法犯認知件数は230件(前年比32件)でした。市内では無施錠による被害が後を絶ちません。被害に遭わないために、次のことを守りましょう。

#### 空き巣対策

- 1 ドアはツーロック施錠
- 2 防犯センサー、警報ベル等の設置
- 3 敷地周りの死角をなくす
- 4 2階への足場を作らない
- 5 家の周りの照明を明るく
- 6 外出時は近隣者に一声かける

#### 車上ねらい対策

- 1 車内に鞆や貴重品を置かない
- 2 少しの間でもドアロック
- 3 窓を開けて駐車しない
- 4 路上駐車せず、監視の行き届いた駐車場を利用
- 5 スペアキーを車内外に保管しない

#### 自転車盗対策

- 1 離れるときは、必ず施錠
- 2 自転車防犯登録に加入
- 3 補助ロックをかける

【平成19年中 主な窃盗被害の施錠状況】

分類	住宅対象侵入窃盗			車上ねらい			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠なし	施錠なし比率	認知件数	施錠なし	施錠なし比率	認知件数	キーあり	鍵あり比率	認知件数	施錠なし	施錠なし比率
対馬南署	3	3	100.0%	8	8	100.0%	3	2	66.7%	8	7	87.5%
対馬北署	4	2	50.0%	0	0		0	0		1	1	100.0%
長崎県内	440	255	58.0%	740	542	73.2%	209	73	34.9%	1248	944	75.6%